

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1.2号廃棄物処理設備	平成20年11月28日、午前10時50分頃、協力企業作業員が、地下道の止水作業をしていたところ、作業に使用していたホースのジョイント部分が外れ、ホース内の止水剤が飛び散り右目に入ったため、救急車で病院に搬送した。負傷した原因について詳細に調査する。協力企業作業員に放射性物質による汚染はない。本事象による外部への放射能の影響はない。	As	11月28日公表済(PDF12KB)

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動機構スクラム排出容器水位計伝送器の点検において、計器精度に判定値外れが認められたため、当該伝送器を調整。	D	
2	2号機	主復水器細管連続洗浄装置貝・ボール分離装置流量調節弁の点検において、8台の弁体に腐食が認められたため、当該弁体を交換。	D	
3	2号機	所内変圧器冷却ファン用電動機点検において、6台の回転子フィンに曲がり認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管9本の残存肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
5	2号機	復水脱塩装置制御盤のタイマー点検において、タイマーケース1個に破損が認められたため、当該タイマーを交換。	D	
6	2号機	第1給水加熱器水位発信器計器入口弁点検において、弁棒に傷が認められたため、対応検討。	D	
7	2号機	主復水器細管連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A)吐出弁の点検において、弁体に腐食が認められたため、当該弁体を補修。	D	
8	2号機	原子炉隔離時冷却系の弁点検において、テスト可能逆止弁の弁開度指示が規定値を外れているのが認められたため、当該弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	3号機	気体廃棄物処理系高感度オフガスモニタ冷却装置に冷却不良(-178 に対し-73)が認められたため、当該冷却装置を補修。	D	
10	3号機	原子炉建屋試料採取系炉水サンプル流量計において、流量のハンチングが確認されたため、当該流量調整装置を点検。	D	
11	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管9本の残存肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
12	3号機	燃料プール浄化系ろ過脱塩装置(B)出口ストレーナ差圧高の表示が発生し、調査したところ計器不良が考えられるため、当該計器を点検。	D	
13	3号機	使用済燃料プールにおいて、プール内保管中のバグフィルターを容器に収納時、同フィルター表面膜及びビニールテープがプール内に落下したため、当該落下物を回収。	C	
14	4号機	活性炭式希ガスホールドアップ建屋換気空調系給気ファン点検において、ファン軸のファン嵌め合い部及び負荷側・反負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
15	4号機	燃料プール冷却材浄化系ポンプ室(A、B)空調機用電動機点検周期において、点検長期計画に記載漏れが認められたため、当該点検長期計画を訂正、及び対応検討。	C	
16	1.2号廃棄物処理設備	濃縮廃液タンク(B)のレベル上昇が確認されたことから、調査したところ、濃縮廃液ポンプ(B)吐出弁にシートリークが認められたため、当該吐出弁を点検。	D	
17	1.2号廃棄物処理設備	濃縮廃液タンク(B)のレベル上昇が確認されたことから、調査したところ、濃縮廃液ポンプ吐出側洗浄弁にシートリークが認められたため、当該洗浄弁を点検。	D	No.16関連不適合

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353